

宮城県水循環保全基本計画（変更）素案に係る意見（パブリックコメント等）及び対応一覧

1. パブリックコメント

番号	所属	頁※	意見の内容	対応案
1	民間団体	4	健全な水循環について4つのクラスターに分類し分析、それぞれ目標を立てて実行していくという形が、とても分かりやすく大変評価できる。	-
2	民間団体	53・54	当NPOは平成22年度より精力的に地域の自然を活かした様々な体験プログラムを実施し、利水地域住民に対し山の魅力を伝え先人たちが自然と四季を生かし暮らしていた文化を体験として学びながら活動を続けてきた。日本一の水づくりは七ヶ宿ダムを抱える水源地七ヶ宿町の未来にむけた継続的使命である。周辺地域と様々なネットワークを構築しそれを活かし（マーケットやマンパワーとして）ながら、水源地の環境整備並びに地域活性に寄与していくことが大切であると考えている。水づくりを通じた教育、環境保全、交流を軸に活動の牽引役を担いながら地域のコーディネイト役となることで持続可能な地域づくりに寄与してきた。当法人が行うローカルアクションが流域の山里海の水環境の健全化に向けてどんな役割を担っているのか？そして流域で活動するすべてのセクターが共通目標をもって課題解決に努めていくそんな協働が出来れば素晴らしい。	県といたしましても水循環の健全化を図るためには県民と事業者と行政が互いに連携を図りつつ、民間団体及びNPO法人等のネットワークを形成することなど、それぞれの団体が役割を遂行し取り組んでいくことが重要であると考えております。 計画の推進に当たっては、流域毎の特性を踏まえた流域水循環計画推進会議を開催し、各活動団体の現場の課題を積極的に吸上げ、その解消を図りたいと考えております。引き続き御協力をお願いいたします。
3	民間団体	6	持続可能な未来づくりのために必要な3つの目標は①循環型社会②低炭素社会③生物多様性の保全と国連で定められている。宮城県では環境政策課が窓口となっている。今回の基本計画の中で「豊かな生態系」とあるがしっかり「生物多様性の保全」と書いたほうがわかりやすいのではないかと？	生物多様性については「豊かな生態系」の要素の中で、これまでも主要なものとして認識してきており、今回の指標見直しで生物指標種等の増加率を評価手法に導入したところですが、名称については4つの要素が基本計画の柱とある程度定着していると考えられることから、今回の変更は考えておりません。次回新規計画の策定時の課題といたします。
4	民間団体	53・54	健全な水環境を作っていくためには利水も含め県民が自ら自分事として取り組んでいかなければならない。そのためにはあらゆる世代に対しての啓発活動が必要であろう。ただ漠然と啓発を行うのではなくP18に挙げられている流域が流域ごとに率先して地域の環境向上に向かっていくような仕掛けを作ると有効ではないかと？	県といたしましては、水循環にかかるPR活動や啓発活動を行うこと、自然環境の学習機会を提供することや学習環境を整備すること等に取り組んで参ります。 御指摘のとおり流域の特性に応じて計画を推進するために、流域水循環計画推進会議を介して地域の環境向上に努めて参りたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。
5	民間団体	-	体験的なものの実施については宮城県協働教育ネットワーク会議なんてものが生涯学習課に存在し（宮城県HPで検索可能）230？団体ほどの教育応援団を抱えている。県内あちこちから集まる応援団の中で水循環にかかわる団体・企業をピックアップしてみたいはいかがだろうか？まずは里山海で水循環の健全化に向けて出来ることを話し合うステークホルダー会議をやりましょう。	御指摘を受けまして流域水循環計画未策定の2流域については計画の策定、流域水循環推進会議の開催を見据えて、同会議の構成員について同ネットワークも参考にし関係団体や企業を選定したいと考えます。

6	民間団体	24	訂正箇所（らの追加） 鳴瀬川流域では3. 7から8. 6へ増加しています。	御指摘のとおり修正いたします。
7	民間団体	34	修正箇所（下記のとおり表現を検討してみました）。 気仙沼湾・女川湾においてはCOD、全窒素、全りんの水質環境基準が未達成であり、志津川湾においてCOD、全りんの水質環境基準が未達成であり、石巻地先海域においてはCODの水質環境基準が未達成となっています。 →気仙沼湾・女川湾においてはCOD、全窒素、全りん、志津川湾においてはCOD、全りん、石巻地先海域においてはCODの水質環境基準が未達成となっています。	御指摘のとおり修正いたします。
8	民間団体	3 4	句読点について統一性と文章の行替え必要か。 (事例) ・ P3 さらに本計画・・・(さらに、本計画) ・ P4 さらに、これらの基本計画・・・	御指摘のとおり修正するとともに、統一性について計画書全体を再度確認致します。
9	民間団体	—	比較の表現の検討が必要か。 (事例) 非常に(低い・高い) 最も(低い・高い)	計画書P32～42の『2宮城県の現状(6)流域ごとの特徴と課題』においては、流域毎の指標値を相対的に評価するにあたり、指標値が良い方から順番に“最も良好”、“比較的良好”、“平均的”、“比較的悪い”、“最も悪い”という表現で統一的に整理しています。その他の部分では、一般的、客観的な表現として整理を行っておりますが、不適切であったりわかりにくい表現があれば修正するように致します。
10	民間団体	1 3 50	1 東日本大震災による影響 本書3頁で言及しているとおおり「本県は平成23年3月に発生した東日本大震災により甚大な影響を受け」た。しかし、本計画には「海岸防潮堤防の整備」(47頁)など限定的なものを除き、東日本大震災が本県の水循環にどのような影響を及ぼしたかの記述がない。1計画の基本的事項(1)(1頁)第3段落において、これまでの水循環に関する施策は「場の視点」からの取組を重視してきたのを、「場の視点」からの施策と併せて流域全体を視野に入れて問題の解決を目指すという「流れの視点」を重視した新たな施策を構築することに主眼を置くことにしたという本計画の性格付けからして、東日本大震災による影響への言及は必要であると考えます。	東日本大震災による水循環保全基本計画への影響を定量的に把握し言及することは難しいため、計画変更案では「安全な流れ」の基本指標に海岸堤防整備率を、また、補助指標に津波ハザードマップ整備状況を加えて評価対象とした他、南三陸海岸流域のその他流域の特性(P34)として海水浴場の減少を記載しておりました。御指摘を受け、北上川流域のその他流域の特性(P36)について、震災の影響が明らかな北上川河口ヨシ原の大規模な消失を追記します。その他震災の影響については、今後の流域水循環計画策定において記載して参りたいと考えております。

11	民間団体	55・3	<p>2 6流域水循環計画策定の基本的事項（52頁）</p> <p>流域水循環計画は5つの流域ごとに策定されるので、計画の期間を10年間とするとの記述は疑問である。流域ごとの水循環計画について、それぞれ期間を5年間とし5年経過したときは順次見直すことにすべきである。</p> <p>また、計画の期間を10年間とするとの記述と3頁の「本計画は上位計画である宮城県環境基本計画との整合を図り計画期間を5年間延伸する」との記述がどのような関係にあるかがよく分からない。</p>	<p>流域水循環の施策目標やその成果については、対象範囲が広く、4つの要素のうち水質や水量等は施策の実施から効果が出るまで時間を要するものもあることから、計画の期間は10年間で妥当と考えました。今回の基本計画の内容の一部変更に応じて順次流域水循環計画の見直しを考えて参ります。</p> <p>P3の記載について、上位計画である「宮城県環境基本計画」との整合を図り計画期間を5年間延伸したのは、今回変更する「宮城県水循環保全基本計画」です。P55に示しているのは各流域の水循環保全について個別に施策を展開するための「流域水循環計画」であり、こちらについては宮城県環境基本計画との間で、計画期間を合わせることはしていません。</p>
12	民間団体	57	<p>3 計画体制と役割分担（54頁）</p> <p>イ流域水循環懇談会、ロ行政部会、ハ検討委員会の3つの組織の役割分担と関係が不明であり、整理すべきである。少なくとも、検討委員会には流域水循環懇談会と行政部会の代表が参加するので、行政部会で流域水循環懇談会からの意見を検討するのは不要であると考えます。</p>	<p>御指摘を受けまして3つの組織の関係等を整理した結果、P57図6-1を分かり易いように修正致します。なお、計画の骨子等については行政部会から流域水循環懇談会へ提案することとなりますことから、意見の聴取及び検討は必要であると考えます。</p>

※頁の欄にはパブコメ時の計画素案のページ数ではなく、修正後の計画案のページ数を記載している。

## 2. 行政機関からの意見

番号	所属	頁※	意見の内容	対応案
1	国	4	<p>ハ 安全な流れについて、基本指標としての海岸整備指標は、地下水遮断と指摘する意見もあることから適切でないと思われる。（以降のページも同様）</p>	<p>海岸防潮堤等が地下水遮断と指摘する意見は県としても認識しています。しかしながら東日本大震災時の防潮堤等の倒壊や地盤沈下により冠水したり、高潮の影響を受ける地域があるのも事実です。県民の安全確保や、今回水循環計画に「海岸部」の保全をより明確化したことなどを勘案し指標に必要と考えました。</p>
2	国	11	<p>イ 清らかな流れについて、補助指標としての造り酒屋数は違和感がある。（確かに水との関連はあると思うが、歴史風土的なもの及び経営的要素が大きいと思われる）（以降のページも同様）</p>	<p>御指摘を受けまして、補助指標からは除き、コラムとして整理することと致します。</p>
3	国	4	<p>ハ 安全な流れについて、補助指標としての安全な流れと各種ハザードマップはリンクしないのではないかと。（どちらかという安全な流れはハード的なものであり、ソフト施策としてのハザードマップはなじまないと考えられる）（以降のページも同様）</p>	<p>P50に記載のとおり県としてはハ 安全な流れの施策の方向性として、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による防災の取組みを推進することとしております。ソフト整備の現状等を把握する目的でハザードマップの整備状況を補助指標として選定したものです。</p>

4	国	7	<p>文章2行目について、以下のとおり修正をお願いします。</p> <p>修正前：「水辺の国勢調査の結果を用いて」</p> <p>修正後：「河川水辺の国勢調査の結果を用いて」</p>	御指摘のとおり修正致します。
5	国	8	<p>表1-3「外来種」の記載について、「体表的な選定種」は、国外の外来種を対象としているようですが、国内の外来種は対象としないのでしょうか？</p>	国内の外来種についても対象としています。記載が無かったので、その旨計画書に追記します。
6	国	8	<p>補助指標として「全国水生生物調査参加人数」、「流域活動団体支援事業の実施状況」を用いるのであれば、「市民の関心として」の補助指標として前置きが必要ではないか。</p>	全国水生生物調査参加人数や流域活動団体支援事業の実施状況については、各々の活動が生物調査を主としているため、「豊かな生態系」の補助指標として選択したものです。
7	国	11	<p>造り酒屋数を補助指標とすることへの意見は、前出のとおりであるが、単純に数のみで比較するのはどうか（例えば、人口10万人当たりで評価するとか）</p>	御指摘を受けまして、補助指標ではなくコラムとして整理致しましたので、人口割りは見合わせます。
8	国	14	<p>森林面積、農地面積、間伐実施面積、ふゆみずたんぼ面積は、県土面積により大きく異なるので比較の仕方の工夫が必要でないか。</p>	御指摘を受けまして全国順位が出ている森林面積、農地面積については人口割りの数値も併記致します。
9	国	14・15	<p>正常流量からの乖離状況の算出方法が不明。また、何を以て評価するのか（比較ができない）</p>	御指摘を受けまして算出方法を脚注に追加いたします。
10	国	18	<p>「全国水生生物調査参加人数」は単純に数のみで比較するのはどうか（例えば、人口10万人当たりで評価するとか）</p>	番号8番の対応のとおり全国順位が出ているものに関しては人口割り等数値を正規化して算出する方針ですが、当該指標については全国順位が出ていないため、絶対値（人数）で評価いたします。
11	国	25	<p>(ロ)流出係数について、昭和51年度と平成21年度の比較で、「増加傾向が見られる」とありますが、約30年間で0.01ポイントの変化（増加）であり、「かい離は大きくなっています」との表現に違和感があります。他の地域と比較しないとわからないところもありますが、数値だけを診ると「横ばい」傾向と見るのが自然だと思われま。</p>	流出係数に換算しますと数値の変動は小さく見えますが、宅地や田んぼの面積は数千ha規模で変動しておりますので、「大きくなっている」との表現としました。なお、0.01ポイントの増加の要因等を追記致します。
12	国	26	<p>(ハ)正常流量について、「北上川、阿武隈川で達成率が高く、名取川で達成率が低くなっています」とありますが、数値だけを見ると名取川の達成率も95%以上であり達成率が低くなっているとの表現に違和感があります。「ほぼ全流域で達成率は高くなっています」との表現が自然だと思われま。</p>	御指摘を受けまして「全流域で達成率は高くなっていますが、名取川流域では比較的低い値となっております。」との表現に修正します。

13	国	54	<p>表5-1「豊かな生態系」の記載について、評価項目「多自然川づくり状況」の管理指標が「護岸延長」となっていますが、護岸延長のみで多自然川づくりの状況がわかるのでしょうか？</p>	<p>当該指標は毎年度更新ができること、県内（流域）全域を評価できる観点から見て選定しております。多自然型川づくりの構造等も勘案して算出する手法もありますが、取りまとめが繁雑となるため、護岸延長としたものです。</p>
14	市町村	33	<p>伊豆沼・内沼及び長沼の水質について、市では各沼の周辺地域に浄化槽整備推進事業による高度処理型などの浄化槽整備の実施や、地元コミュニティ推進協議会等と連携を図りながら水質改善に向けた環境保全に取り組んでおります。</p> <p>以前、県が実施した伊豆沼などにおける水質のモニタリング結果を分析したところ、枯れたハスの沈殿も水質悪化の要因となっているとの調査の報告を受けていることから、県におかれましても水質悪化の原因であるハスへの対応等、水質改善に向けた更なる施策の推進をお願いいたします。</p>	<p>伊豆沼・内沼・長沼については水質改善に向けた施策を推進することとし、計画書P36に記載しております。なお、「ハスへの対応」等詳細は推進に向けて行動計画である北上川流域水循環計画に記載しております。</p>

※頁の欄にはパブコメ時の計画素案のページ数ではなく、修正後の計画案のページ数を記載している。

